

令和 8 年度採用盛岡市会計年度任用職員募集要項（虐待対応専門員）

1 募集職種及び採用予定人員等

募集職種	採用予定人員	勤務地
虐待対応専門員	1 人	子ども未来部 こども家庭センター (盛岡市神明町 3 番29号)

2 職務内容

- (1) 児童養育に関する相談、児童虐待の通報による対応、児童虐待の未然防止のための家庭支援及びこれらに付随する業務
- (2) 相談業務内容についての調書及び日誌の作成
- (3) 関係機関（行政機関、学校、医療機関、児童相談所等）との連絡調整
- (4) その他こども家庭センターの管理運営に関する業務

3 応募資格等

- (1) 別紙資格要件のいずれかに該当する方
- (2) 市の福祉行政に対し関心、熱意のある方
- (3) パソコンの基本操作ができる方
- (4) 盛岡市内に居住している方（通勤可能又は居住予定を含む。）
- (5) 普通自動車運転免許を有し、運転できる方

4 申込み等

受付期間		令和 8 年 7 月 10 日（金）から令和 8 年 7 月 22 日（水）まで
提出書類		○ 令和 8 年度盛岡市会計年度任用職員採用試験申込書（虐待対応専門員） ○ 履歴書（市販の用紙を使用し、写真を添付のこと。） 写真は、最近 6 箇月以内に撮影した上半身、脱帽、正面向きで本人と確認できるものを貼ってください。
申込方法	持参	盛岡市子ども未来部こども家庭センター青少年女性担当（盛岡市保健所庁舎 1 階）に直接持参してください。 受付時間は、土曜日、日曜日、祝日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までです。
	郵送	封筒の表に「会計年度任用職員（虐待対応専門員）応募」と朱書きで明記してください。 令和 8 年 7 月 22 日（水）午後 5 時 30 分までに到着したものに限り受け付けます。 (送付先) 〒020-0884 盛岡市神明町 3 番29号 盛岡市子ども未来部こども家庭センター 青少年女性担当

5 選考方法

書類選考を行い、書類選考の合格者に対して次のとおり面接試験を行います。

なお、面接試験の詳細につきましては、書類選考合格者に対して、令和8年7月22日（水）午後5時までに電話でお知らせします。

【面接試験日】令和8年7月24日（金）

※面接会場まで御案内いたしますので、直接こども家庭センター（保健所庁舎1階）にお越しください。

6 勤務条件

- (1) 身分 一般職の地方公務員（条件付採用の期間：1か月）
- (2) 任用期間 令和8年8月1日から令和8年9月30日まで
- (3) 報酬等 月額 198,193円、通勤手当、時間外勤務手当
- (4) 勤務日 月曜日から金曜日までの週5日
- (5) 勤務時間 月曜日から金曜日までの、9時00分から16時00分の6時間、週30時間。
ただし、1週間につき30時間の範囲内で勤務時間の割り振りがあります。
- (6) 時間外勤務 あり（やむを得ない場合に限る）
- (7) 休日 ①日曜日及び土曜日
②国民の祝日に関する法律に規定する休日（その日が月曜日から金曜日までのいずれかである場合に限る。）及び12月29日から翌年1月3日までの日
- (8) 有給休暇 1日（1年目）
- (9) 社会保険等 なし
- (10) その他 勤務条件等は市の規定の定めるところによります。

【担当】

盛岡市子ども未来部こども家庭センター
青少年女性担当 松尾
電話番号：019-613-7521（直通）
E-mail：kokasen@city.morioka.iwate.jp

(別紙)

「虐待対応専門員」の資格要件

- 1 都道府県知事の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者
- 2 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、厚生労働省令で定める施設において1年以上相談援助業務に従事したもの
- 3 医師
- 4 社会福祉士
- 5 社会福祉主事として2年以上児童福祉事業に従事した者であって、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの
- 6 学校教育法による大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、指定施設において1年以上相談援助業務に従事したもの
- 7 学校教育法による大学院において、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、指定施設において1年以上相談援助業務に従事したもの
- 8 外国の大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、指定施設において1年以上相談援助業務に従事したもの
- 9 社会福祉士となる資格を有する者（4に規定する者を除く。）
- 10 精神保健福祉士となる資格を有する者
- 11 保健師
- 12 助産師
- 13 看護師
- 14 保育士であって、指定施設において2年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの
- 15 教育職員免許法に規定する普通免許状を有する者
- 16 社会福祉主事たる資格を得た後の次に掲げる期間の合計が2年以上である者であって、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの
 - (1) 社会福祉主事として児童福祉事業に従事した期間
 - (2) 児童相談所の所員として勤務した期間
- 17 社会福祉主事たる資格を得た後3年以上児童福祉事業に従事した者（16に規定する者を除く。）
- 18 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第21条第6項に規定する児童指導員